

この度の地震により被害に遭われたみなさまに対し、心よりお見舞い申し上げます。  
今回の地震に関する町からの情報などについてお知らせします。

## 「罹災証明書・被災証明書」の発行

今回の地震により家屋などに被害を受けた方に対する「罹災証明書」及び「被災証明書」の申請受付を2月17日(金)から行っています。(手数料は無料ですが、郵送で申請の場合は別途郵送料がかかります)

※なお「罹災証明書」は現地調査を行ったうえで発行しますので、申請から発行まで時間がかかります。

### ■申請対象

#### 「罹災証明書」

町内にある住家(災害発生時において居住用に供していたもので持ち家・賃貸は問いません)

※事務所、店舗、倉庫など居住用に供していないものは対象外となりますので、被災証明書としての申請をお願いします。

#### 「被災証明書」

町内にある非住家の建物、家財、工作物(自動車なども対象となります)

### ■申請場所

国見町役場 1階 アカマツの広場

### ■申請期間

2月26日(金)まで 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土・日・祝を除く)

### ■申請に必要なもの

①被災の程度がわかる写真、②本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、③印鑑

### ■「罹災証明書」と「被災証明書」の違い

「罹災証明書」とは、自然災害による住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するものです。証明書の発行にあたり家屋の被害状況について町の職員が現地調査を行います。

「被災証明書」とは、自然災害による住家以外の物件(非住家の建物、家財、工作物等)の被害について写真などで確認し、被災者から被災の届出があったことを証明するものです。このため現地調査は行いません。

☎ 税務住民課課税係 ☎ 585-2778

## ブルーシートと土のう袋を配布しています

今回の地震により家屋に被害を受け、応急措置を必要としている町民の方にブルーシートと土のう袋を配布しています。

### ■配布物資

ブルーシート(1世帯2枚まで)、土のう袋(制限なし)

### ■配布場所

環境防災課環境防災係

### ■その他

在庫がなくなり次第終了となります。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

## 地震災害ごみの直接持ち込みが可能です

今回の地震により発生した災害ごみについて、伊達地方衛生処理組合に直接持ち込みすることが出来ます。

### ■受入日時

当面の間の平日ほか、2月20日(土)、2月21日(日)、2月23日(火) (祝) も受け入れます。

午前8時40分～11時30分、午後1時～4時

### ■搬入時のお願い

災害ごみ毎に分別をしてから搬入してください。搬入時は、大変込み合うことが想定されますので、感染症対策をして、時間に余裕を持って搬入してください。

※家電リサイクル法対象品及び資源有効利用促進法対象品の搬入にあたっては、「罹災証明書」の提示が必要となります。「罹災証明書」の交付が難しい場合は、「被災証明書(家財内容記載)」の交付を受け、提示をお願いします。

### ■災害ゴミとして持ち込みできるもの

①木質がれき、②塩ビトタン、③石類、④瓦類(「スレート瓦」と「焼瓦」に分別して搬入)、⑤コンクリートガラ、⑥土壁類、⑦石膏ボード、⑧家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機)、⑨資源有効利用促進法対象品(主にノートパソコン以外)【⑧と⑨は「罹災・被災証明書」の掲示が必要】  
※次のものは持ち込みできません

地震災害と関連がない産業廃棄物、土砂・汚泥・灰、廃油、煙突(アスベストを含むもの)、断熱材(ガラスウールを含むもの)、自動車部品(バッテリー、タイヤ、ホイール等)、バイク、農機具類(エンジン付き)

☎環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

## 住民ボランティアによる片付け支援

地震被害の片付けで困っている方、特に地震で動いたタンスや冷蔵庫などの移動にお困りの方に対し、地域の助け合い事業として町ボランティアが「片付け」を支援します。

困っている方は、保健福祉課社会福祉係まで相談ください。

☎保健福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

## 地震による農業被害の対応

今回の地震により農業被害があった場合、現時点としてあらかじめ次のような対応をお願いします。

■水路・農道・林道・ほ場などで地震による被害を発見した時は、すみやかに産業振興課へ連絡をお願いします。可能であれば、被害状況がわかる写真の撮影をお願いします。

■パイプハウスなどの農業用施設で地震による被害があった場合、被災状況がわかる写真の撮影をお願いします。また、復旧のため資材などの購入があった場合、伝票や領収書の保管をしてください。(国や県の補助事業が実施される場合、必要となります)

※現時点では補助事業が実施されるか未確定ですので、補助の対象を保証するものではありません。

農業用施設等に関すること ☎産業振興課産業振興係 ☎ 585-2986  
水路・農道・林道等に関すること ☎産業振興課農地整備係 ☎ 585-2228

## 漏水などによる水道料金の減免

今回の地震に伴い、給水装置の破損などによる漏水のため、平常時を超える使用水量になった場合の増加料金について減免を行います。

### ■対象者

宅地内及び屋内における給水管などに破損が生じた使用者

### ■減免の内容

過去の使用水量（基本的に前年同月の水量）を推定使用水量とし、これを超える水量の料金を全額減免

### ■申請方法

「印鑑」を持参のうえ、上下水道課まで「水道使用料軽減申請書」の提出をお願いします。

### ■申請期間

3月15日(日)まで

### ■下水道使用料について

減免後の水道使用水量に準じて使用料を算出します。

### ■その他

地震に伴う漏水が原因で、各家庭の水道の水圧が低下している可能性があります。地下に埋まっている給水管の漏水は発見が困難な場合もありますので、水道に何らかの異常がある場合は相談ください。

☎ 上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## “保険証が無くても” 医療や介護サービスを受けることができます

今回の地震により『健康保険証』や『介護保険証、負担割合証』を紛失したり、見つからない場合でも、医療機関や介護事業所に『住所、氏名、生年月日、連絡先、必要な方は負担割合』を申し立てることで被保険者証を提示したときと同じように医療や介護サービスを受けることができます。

国民健康保険・後期高齢者医療について ☎ 保健福祉課国保係 ☎ 585-2785  
介護保険について ☎ 保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

## 町施設の状況

今回の地震の影響で次の施設が利用制限や利用休止となっています。

### ■観月台文化センター

- エレベーターに被害があり使用できませんので、お手数でも階段を利用してください。
- ホールの一部設備が損傷し、舞台の使用ができない場合があります。詳しくは生涯学習課文化スポーツ係に相談ください。

☎ 生涯学習課文化スポーツ係 ☎ 585-2676

### ■こさかふるさと館

- こさかふるさと館の浄化槽が損壊したため水の利用（トイレを含む）ができなくなりました。このため、修繕が終わるまで利用休止となります。

☎ 保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

## 地震による道路の通行規制

今回の地震により次の2か所が通行止めとなっています。

道路名	規制内容	区間 (上段：起点 下段：終点)	原因	期間
県道白石国見線	大型車通行止め	大字鳥取字堰下 大字小坂字狸石山	道路の損壊による	当分の間
町道 1056 号線	全面通行止め	大字小坂字塚田 大字小坂字梅ノ町	鉄道施設損壊による	当面の間

